

委員長談話

徳島県人事委員会委員長 立木 さとみ

本日、本委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与に関する勧告等を行いました。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、民間の給与水準や国家公務員の給与制度等との均衡のもと、社会情勢に適応した職員の適正な処遇を確保しようとするものであります。

本委員会が実施した職種別民間給与実態調査の結果、本年4月分の月例給については、職員の給与が民間給与を924円下回っており、期末手当・勤勉手当（ボーナス）についても、職員の年間平均支給月数が民間事業所の支給割合を0.16月分下回っていたことから、月例給、ボーナスともに、平成19年以来7年ぶりとなる引上げ勧告を行いました。これまで県財政再建のため給与削減措置に協力しながら、日々、職務に精励してきた職員の士気の向上につながるものと期待しております。

一方、本年の勧告は、以上の月例給等の改定に加えて、人事院が、①民間賃金水準の低い地域にあわせた俸給表引下げ、②職員の高齢化が進む中での高齢層給与抑制、等の観点から勧告した、国家公務員の「給与制度の総合的見直し」を踏まえ、来年4月からの給料表の引下げ改定とともに、地域手当の見直し等、大きな制度の変化を伴うものとなりました。

職員各位におかれては、公務員を取り巻く諸般の状況のもと、全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えるべく、全力を挙げてその職責を果たされますよう要望いたします。

県民各位におかれましては、勧告制度の意義と、職員が行政の各分野において、日々、職務に精励し、県民生活を支えるため真摯に取り組んでいる実情について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成26年10月17日